

野田市福祉タクシーの利用に関する
規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第30号

野田市福祉タクシーの利用に関する規則の一部を改正する規則

野田市福祉タクシーの利用に関する規則（昭和55年野田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要介護者等が」を「要介護者等に対し、」に、「及び訪問等に当たり、」を「、訪問等におけるタクシーの運賃の一部を助成し、これらの者が」に改める。

第2条第1項第1号アからオまで以外の部分中「オ」を「エ」に改め、同号中エを削り、オをエとし、同項第2号アからエまで以外の部分中「エ」を「ウ」に改め、同号中イを削り、同号ウ中「、かつ」を削り、「者」を「もの」に改め、ウをイとし、エをウとし、同条第2項中「とは」の次に「、この規則に基づく助成の対象となるタクシーであって、市」を加え、「が利用するために」を「の連絡に応じて運行に当たるものとして」に、「タクシー（ストレッチャー又はリフト付タクシーを含む。）」を「もの」に改める。

第3条を削り、第2条の2を第3条とする。

第4条の見出しを「（利用の申請）」に改め、同条中「（別記第1号様式）」を削る。

第5条第1項中「申請」を「申請書」に改め、「別記第2号様式。」を削り、「する」の次に「とともに、別に定めるところにより福祉タクシー運賃助成券（以下「助成券」という。）を交付するものとする」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による助成券の交付は、1年度につき、120枚（利用資格者が人工透析を伴う視力障がい者の場合にあつては360枚）を限度とする。

第6条を次のように改める。

（助成の方法）

第6条 前条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用資格者」という。）が、福祉タクシーの利用に当たり、利用資格者証を乗務員に提示し、かつ、利用1回につき助成券1枚を乗務員に提出したとき（2人以上の

利用資格者が同一の福祉タクシーに乗車したときは、それぞれ助成券を提出した場合に限る。)は、運賃の2分の1に相当する額(1,000円を超えるときは、1,000円)を助成金として支給するものとする。

2 前項の規定による助成金の支給は、福祉タクシーの事業所(以下「福祉タクシー事業所」という。)からの報告に基づき行うものとする。

第7条及び第8条を削る。

第9条の見出し及び同条中「運転者」を「乗務員」に改め、同条を第7条とする。

第10条の見出しを「(報告及び協力費)」に改め、同条中「(別記第4号様式)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、福祉タクシー事業所の協力を図るため、前項の規定による報告を受けたときは、当該福祉タクシー事業所に対し、利用資格者の利用1回につき、利用資格者1人当たり300円を協力費として支給するものとする。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条中「利用資格を喪失した」を「第3条に規定する対象者でなくなった」に、「速やかに」を「、速やかに」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第10条とする。

第13条を第11条とする。

第14条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(助成金又は協力費の返還等)

第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により助成金又は協力費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該助成金又は協力費の支給の決定を取り消し、既に支給した助成金又は協力費の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金又は協力費の支給を受けたとき。

(2) この規則又は助成金若しくは協力費の支給の条件に違反したとき。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の野田市福祉タクシーの利用に関する規則第8条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の福祉タクシーの利用に係る協力費から適用し、同日前の福祉タクシーの利用に係る協力費については、なお従前の例による。